離婚におけるデジタルアセット

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

分割対象財産とその分割

離婚に際し、家庭司法裁判所（Family Justice Courts）は、女性憲章（Women's Charter 1961）第112条に基づき、裁判所が公正かつ衡平と考える割合で夫婦財産を分割します。裁判所は、第112条第2項に列挙された要素を考慮します。これには、当事者の直接的な金銭的貢献と、家族の福祉に対する間接的な貢献が含まれます。[1] 夫婦財産は第112条第10項で定義されており、婚姻期間中にいずれかの当事者が取得した財産に加え、婚姻前に取得した財産のうち、家族が通常使用していたもの、または婚姻期間中に実質的に改良されたものを含みます。そのように使用も改良もされていない贈与財産や相続財産は除外されます。[2] 婚姻期間中に購入したトークンは夫婦財産です。婚姻前に購入したトークンは、婚姻期間中に保有分が実質的に改良されない限り、夫婦財産ではありません。ここで、保有分を増加させる積極的なトレーディングやステーキングが「改良」に当たるかという未解決の問題が生じます。婚姻前から保有する100ビットコインが単に値上がりしただけであれば、私見では分割対象財産の外にありま

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

す。これに対し、婚姻前からの保有分が婚姻期間中に取引によって別の資産に置き換えられた場合、それは転換されたものであり、新たな資産は分割対象財産に含まれます。

控訴院が*ANJ v ANK*で示した構造的アプローチでは、直接的貢献の割合と間接的貢献の割合をそれぞれ算定し、調整を加えたうえで両者を平均します。[3] 片働きの婚姻については、裁判所は*TNL v TNK*において、長期間の婚姻であれば構造的アプローチによらず均等に分割することを支持しました。[4] 暗号資産の場合、直接的貢献の分析には、誰が購入資金を拠出したかの証拠が必要です。具体的には、取引所への法定通貨の送金を示す銀行取引明細書と、ウォレットへの入金を照合するオンチェーン記録です。保有分が給与から形成された場合、貢献は稼得者である配偶者のものです。当初の元手からのトレーディング利益によって形成された場合、その利益は、他方の配偶者がトレーディングを行っていた場合を除き、当初の拠出をした配偶者に帰属します。

開示義務と隠されたウォレット

完全かつ率直な開示の義務は、他の資産と同様にデジタルアセットにも適用されます。実務上の問題は、トークンの保有を否定する配偶者に対し、その反証が難しい場合があることです。用いる手段は詐欺事件と同じです。銀行取引明細書は取引所への送金を示します。シンガポールに拠点を持つ取引所には、口座記録の開示を命じることができます。ブロックチェーン分析により、取引所口座からセルフカストディのアドレスへの出金を追跡できます。証拠開示（discovery）によって開示された配偶者の端末やメールアカウントには、シードフレーズのバックアップやウォレットソフトウェアが含まれていることがよくあります。配偶者が開示を怠った場合、裁判所は不利益な推認を行い、分割対象財産に一定の価額を加算するか、他方の配偶者に有利になるよう割合を調整します。[5] 裁判所はまた、女性憲章第132条に基づき、請求を妨げる意図で財産を処分することを配偶者に禁じる差止命令を発することもできます。[6] もっとも、このよ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

うな差止命令には、鍵の保有者に向けられたあらゆる命令と同じ実務上の限界があります。命令が拘束するのは人であり、チェーンそのものには何の影響も及びません。違反してトークンを移動させた配偶者は法廷侮辱となりますが、トークンはすでに失われています。

事例

シンガポールに住むある夫は、40万シンガポールドルの夫婦財産を開示しました。妻の弁護士が夫の銀行取引明細書を入手したところ、2021年にライセンスを受けた取引所へ18万シンガポールドルが送金されていたことが判明しました。取引所に対する開示命令により、3つのセルフカストディ・アドレスへの出金記録が明らかになりました。ブロックチェーン分析の結果、これらのアドレスが8.2ビットコインを保有し、あるステーキング・プロトコルに参加していることが分かりました。夫は鍵を紛失したと主張しました。裁判所は不利益な推認を行い、付随事項審理（ancillary hearing）の日を基準に保有分を評価して分割対象財産に加算し、ビットコインを観念上夫に割り当てたうえで、総額の60%を妻に与えました。命令はビットコインそのものには及ばないため、妻は夫婦の住居（matrimonial flat）と現金についてより大きな持分を受け取りました。仮に夫が本当に鍵を紛失していたとしても、結果は同じだったはずです。裁判所は、18万シンガポールドルの行方を説明できない当事者に有利な判断はしません。

評価と価格変動

原則として、分割対象財産は離婚の中間判決（interim judgment）の日を基準に特定され、付随事項審理の日を基準に評価されます。ただし、裁判所はいずれの基準日からも逸脱する裁量を有します。[7] 2つの基準日の間隔は1年以上に及ぶこともあり、その間に暗号資産の価格が半減することも倍増することもあり得ます。トークンを保持する側の配偶者は低い評価を望み、代わりに現金を受け取る側の配偶者は高い評価を望みます。実務上の解決策は、現物での分割に合意することです。この場合、各配偶者は合意

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

した割合でトークンを受け取り、その後の市場リスクを各自が負います。あるいは、調整の仕組みを設けたうえで評価基準日に合意する方法もあります。裁判所は、双方の配偶者が資産を保有する能力を有する場合には、現物での分割を認めてきました。一方の配偶者にセルフカストディの経験がない場合には、ウォレット間の直接移転ではなく、ライセンスを受けたカストディアンを通じた移転を命じるよう裁判所に求めるべきです。

ムスリムの婚姻

ムスリムの離婚は、ムスリム法施行法（Administration of Muslim Law Act 1966）に基づきシャリーア裁判所（Syariah Court）が審理します。同裁判所は、実務上第112条に沿った原則に従って夫婦財産を分割します。[8] 同じ証拠上の問題が生じ、同じ手段が用いられます。

注

1. Women's Charter 1961, s 112(1)および(2)。 ↩
2. Women's Charter 1961, s 112(10)。 ↩
3. *ANJ v ANK* [2015] SGCA 34 at [17]–[30]。 ↩
4. *TNL v TNK* [2017] SGCA 15 at [44]–[48]。 ↩
5. *UZN v UZM* [2020] SGCA 109 at [18]–[29]。未開示財産に関する不利益な推認についての2つのアプローチを示したもの。 ↩
6. Women's Charter 1961, s 132。 ↩
7. *TDT v TDS* [2016] SGCA 35 at [50]–[51]。夫婦財産の特定および評価の基準日について。 ↩
8. Administration of Muslim Law Act 1966, s 52(3)(d)（離婚時の財産分割を命じる権限）。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com